平成 24 年４月 24 日

各　位

会 社 名　プライムワークス株式会社
代表者名　代表取締役社長　池　田　昌　史
（コード番号：３６２７　東証第１部）
問合せ先　取締役兼執行役員　企画部長　中　野　隆　司
（TEL．03－5209－1590）

当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年４月 24 日開催の取締役会において、「株式報酬型ストックオプションの報酬等の額及び具体的な内容決定の件」についての承認を求める議案を、平成 24 年５月 29 日開催予定の第８回定時株主総会（以下、「本定時総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社の取締役の報酬額につきましては、平成 19 年２月 14 日開催の臨時株主総会において、報酬限度額を月額 100,000 千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と承認いただいておりますが、これらの報酬額とは別枠で年額 40,000 千円以内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、本定時総会に付議するものであります。

具体的には、新株予約権の公正価額を新株予約権１個と引換えに払い込む金銭の額（以下、「払込金額」といいます。）とし、新株予約権の割当てを受けた取締役に対して、払込金額に割当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込債務とを相殺することによって、新株予約権を取得させるものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は８名（うち、社外取締役０名）であり、本定時総会の第２号議案として上程する「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、割当てを受ける当社取締役は８名（うち、社外取締役０名）となります。

当社取締役に付与する予定の株式報酬型ストックオプションの内容は、下記のとおりであります。

記

１．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与する理由及びその相当性

当社取締役の報酬制度に関して、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも、株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるため。

２．新株予約権の割当対象者

当社の取締役

３．株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式500株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割または株式併合の比率

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

500個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株とする。ただし、上記(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の公正価額を新株予約権１個と引換えに払い込む金銭の額（以下、「払込金額」という。）とし、払込金額に割り当てを受けた新株予約権の数を乗じて得た額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺することによって、取締役に新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の公正価額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出される公正な評価単価に基づいて取締役会の決議で定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は１円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から３年を経過した日より、新株予約権の割当日の翌日から８年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

（ⅰ）新株予約権の割当日の翌日から３年後の応答日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

（ⅱ）新株予約権の割当日の翌日の３年後の応答日から、新株予約権の割当日の翌日の４年後の応答日（当該応答日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の３分の１について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数

が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。

（ⅲ）新株予約権の割当日の翌日の４年後の応答日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の５年後の応答日（当該応答日を含む。）までは、割り当てられた新株予約権の３分の２について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に１未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)。

（ⅳ）新株予約権の割当日の翌日の５年後の応答日の翌日から、当社取締役会で定める新株予約権を行使することができる期間の最終日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

②新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由（死亡した場合を除く。）に基づき当社または当社関係会社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合であると取締役会が認めた場合であって、地位を喪失した日から 30 日以内に当該終了時点で行使可能となっている新株予約権を行使するときはこの限りではない。

③その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上